

南相馬市東日本大震災における災害関連死認定基準

1 趣旨

この基準は、南相馬市災害弔慰金等の支給に関する条例（平成18年条例第108条）に基づき、災害弔慰金を支給するにあたって、震災関連死の対象者を認定するために必要な事項を定めるものとする。

2 震災関連死の定義

震災関連死とは、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「震災」という。）の影響（震災に起因する医療機関や介護施設等の機能低下・停止、ライフラインの途絶や交通事情等の悪化、避難生活、ストレス、その他生活環境の変化などによる肉体的・精神的影響をいう。）による負傷又は疾病、既往症の増悪など（以下「疾病等」という。）による死亡で、震災と死亡との間に相当因果関係が認められるものをいう。

3 震災関連死の判定にあたっての基本的な考え方

震災関連死の判定にあたっては、申出者による死亡に至るまでの経過を記した申立書に加え、医師の診断書や診療記録など、できる限り客観的な資料（以下「資料」という。）に基づいて、次の各号ごとに震災との関連性の有無について審査を行い、最終的には医学的見地を重要視し、南相馬市災害弔慰金等支給審査委員会として統一した判断をする。

(1) 震災と疾病等の発生との関連性

震災が起因して、疾病等の発生を引き起こしたものなのか、震災と疾病等の発生との因果関係について、資料に基づき審査をする。

(2) 疾病等と死亡原因との関連性

震災に起因した疾病等が回復しないまま継続したことが主な死亡原因であるか、または、死亡原因が震災に起因した疾病等から派生し得るものであるかなどについて、資料に基づき審査をする。

4 個別事案を判断するにあたっての考え方

震災と疾病等の発生との関連性及びそれらの発生と死亡原因との関連性の有無については、次の各号により判断するものとする。

(1) 環境の変化と震災の関連性

震災による環境の変化により、死亡原因となった疾病等が発病（発症）し、又は悪化したことによる死亡であれば震災と関連性があるものと推測される。

震災による環境の変化には次のようなものがある。

- ア 医療機関の機能低下・停止（転院を含む）による初期治療の遅れ
- イ 医療機関の機能低下・停止（転院を含む）による既往症の増悪
- ウ 介護施設等（自宅介護を含む）の機能低下・停止
- エ ライフラインの途絶、交通事情等の悪化

- オ 避難所等生活の肉体・精神的疲労
- カ 地震等の衝撃、余震への恐怖
- キ 救助・救護活動等の激務
- ク 多量の塵灰の吸引

(2) 死亡までの期間と震災の関連性

死亡までの期間に応じて、以下のとおり死亡と震災との関連性を推定する。

ただし、避難生活等の長期化により 4-(1) に規定する環境の変化が継続していた場合は、震災との関連性について、個別に判断する必要がある。

震災から1ヶ月未満の死亡	震災関連死であると推定
震災から1ヶ月以上1年6ヶ月未満の死亡	震災関連死の可能性が高い

(3) 疾病等の発症時期と震災の関連性

震災の前から重篤であった既往症が死因（震災による増悪なし）の場合、もしくは、震災後に別の原因で発症した疾病が死因となった場合は、疾病等と震災の関連性は低いと推測される。

(4) 疾病等の症状経過と震災の関連性

発症後、症状が改善し、医療機関から退院した場合は、原則として症状改善と考えられるため、退院後の症状悪化により死亡した場合は、震災によるものではなく、それ以降の原因によるものと考えられる。

したがって症状改善により入退院を繰り返している場合、関連性は低いと推測される。

(5) 医療行為等と震災の関連性

医療側に明白な過失があった場合には、震災と死亡原因との関連性は低いと推測される。

また、本人及び家族等が適切な医療を受ける必要性を認識し、受けることが可能であったにも関わらず、本人及び家族等の意思で受療しなかった等適切な対応をとっていなかった場合には、死亡原因が震災に起因したのとは認められない。

5 個別事案を判断するにあたっての留意事項

(1) 日常的に起こりうる疾病と震災の関連性

死亡原因が肺炎・心筋梗塞・心不全・脳梗塞等、日常的に起こりうる疾病である場合には、次により震災との関連性を判断する。

ア 発症時期

生活が安定して以降の発症であれば、震災との関連性は低いと推測される。

イ 震災前の状態

高血圧、高脂質、持病等で震災前からハイリスク者であった場合には、震災との関連性について、資料に基づき、個別に判断する必要がある。

ウ 高齢者等

もともと衰弱（免疫力低下）しており、震災がなくても同様の経過を辿ったと考えられるか否かについて、資料に基づき個別に判断する必要がある。

(2) 自殺と震災の関連性

故意（本人が任意に引き起こした）であることだけをもって一概に関連性を否定せず、4-(1)に規定する環境の変化が与えた精神的影響を考慮し、判断する。

(3) 事故と震災の関連性

震災後に屋根の修理で転落したことによる負傷や地面の凹凸による負傷など、事故そのものの発生原因が偶然によると考えられる場合には、震災との関連性は低いと推測される。

(4) 特定の疾病と震災に起因したストレスとの関連性

震災のストレスが死亡原因と主張される場合は、ストレス症状が直接死因にどの程度の影響を与えたかを考慮して判断する。